

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第52回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和6年7月12日（金）午前10時00分～午前11時00分	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室	
出席者		出席委員 4人 委員長 佐藤 直人 委員 副委員長 本多 龍雄 委員 委員 植田 哲 委員 宮岡 秀峰 委員 欠席委員 1人 委員 矢板 ゆき江 委員
	担当課	生涯学習部長 梅原 啓太郎 生涯学習課長 三浦 真 生涯学習課スポーツ振興係長 越 元 宏
	事務局	企画政策課長 富田 絵実 企画政策課企画政策係長 中島 広樹 企画政策課企画政策係主任 兼 堀 義信 公共施設マネジメント推進担当課長 田中 克知 企画政策課企画政策係主査 郷古 陸
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	1 開会 2 小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募について 3 その他 4 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第52回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和6年7月12日（金）午前10時00分～午前11時00分

場 所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室

出席委員 4人

委員長 佐藤直人 委員

副委員長 本多龍雄 委員

植田 哲 委員

宮岡秀峰 委員

欠席委員 1人

矢板ゆき江 委員

担当課職員

生涯学習部長 梅原啓太郎

生涯学習課長 三浦 真

生涯学習課スポーツ振興係長 越 元 宏

事務局職員

企画政策課長 富田 絵 実

企画政策課企画政策係長 中島 広 樹

企画政策課企画政策係主任 兼 堀 義 信

公共施設マネジメント推進担当課長 田中 克 知

企画政策課企画政策係主査 郷 古 陸

（午前10時00分開会）

◎委員長 ただいまから、第52回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

なお、本日は、■■■■委員から欠席の連絡が入っております。定足数につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第11条第2項によりまして、半数以上で成立すると定められておりますので、本日は5人中4人が出席ということでございますので、会議は成立しているということを御報告させていただきます。

それでは、議題に入ります前に、事務局から資料について説明をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 資料について説明させていただきます。事前に郵送にて送付させていただきました書類のほうから「次第」、また指定管理者募集要項から始まります審査関係資料一式となっております。

また、前回の委員会で市民交流センターの公募について御審議をいただきましたが、担当課におきまして募集要項等の修正を行いましたので、本日、修正版を机上にて配付させていただいております。この後、担当課より説明いたしますが、まず、資料の過不足がないか御確認ください。机上の配付のほうは大丈夫でしょうか。

それでは、担当課のほうから御説明申し上げます。

◎中川コミュニティ文化課長 前回の7月2日に開催された委員会にていただきました答申に従って、小金井市民交流センターの募集要項に修正をいたしました。小金井市の文化施設としての役割やミッションについて募集要項内に明記されたいという答申に従いまして、まず、募集要項の1ページ目、もともと「指定管理者制度の趣旨」となっていたところを「1 募集の趣旨」に変更し、市民交流センターの地域文化施設としての役割を記載いたしました。こちらは、市民交流センター条例及び芸術文化振興計画で掲げる協働・教育・包摂といった視点及び基本理念である「みんなで誰もが芸術文化を楽しめるまち」を実現するために、我々が市民交流センターに果たしてほしい役割というものを募集の趣旨に明記させていただきました。計画等で掲げる趣旨を実現していただけるような事業者を求めるということを募集要項の冒頭に記載しましたので、答申について御指摘いただいた内容を満たせるのではないかと考えてございます。

そのほか、委員会の中で幾つか御指摘がありました障がいのある人が文化事業を楽しめるようにするといった視点について、「文化芸術により地域振興を図るための業務の基準」の中に、「障害の有無に関わらず誰もが楽しめる講演等の向上にも注力すること」といった文言を追記いたしました。また、「障害の有無に関わらず」という文言を、これまで募集要項内にはなかったのですが、明記することといたしました。

そのほか、大規模修繕が発生した場合についての取決めが募集要項内になかったことから、今回の修正点といたしましてリスク分担表の「その他上記に含まれない事業」にアスタリスクで追記を行いまして、「休館を伴う修繕が生じる場合は、休館等の対応について、別途、市と指定管理者で協議すること」という文言を追記しました。

その他の細かい部分ですが、第1次審査の結果送付につきましては、第2回の委員会が行われる10月17日以降と設定をいたしました。

前回の委員会で御指摘いただいた事項についての修正点は以上になります。御意見があればお伺いしたいと思います。

◎委員長 ただいまコミュニティ文化課から説明いただきました。御意見があれば伺いますがいかがでしょうか。

◎委員 意見ではないのですが、新しく配られた資料で、変更点は下線でしょうか。

◎中川コミュニティ文化課長 下線ではなく、新しく直したものをお配りしています。繰り返しになりますが、修正点につきましては、まず、1ページ目にあった「指定管理者の趣旨」を「募集の趣旨」に変更したこと。そして、記載内容を文化芸術振興計画等に掲げる文化芸術振

興に係る視点というものを追記させていただきました。

それから、8ページ目のリスク分担表のところにアスタリスクの2を追加いたしまして、長期修繕が生じた場合は休館を協議事項とするといった旨を設けました。

それから、13ページに第1次審査の結果送付日について追記いたしました。

それから、募集要項ではなくて、業務の基準の2から3ページ目のところの3、「1 芸術文化企画事業」の中に「障害の有無にかかわらず」といった文言を追加したというものになります。

さらに申し添えますが、前回、委員長から御提言がありました重大な事故または不祥事に関する報告書につきましては、応募書類として提出していただくことといたしました。

◎委員 分かりました。

◎委員長 ほかにはいかがでしょうか。この市民交流センターの募集要項等につきましては、選定アドバイザーの意見も伺わなければならないので、選定アドバイザーにもお送りすることですので、御意見等がございましたら、17日水曜日までに、事務局にお知らせいただきたいということでございます。

特段の質問事項がございませんでしたら、この方向で進めさせていただきますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、その方向でお願いいたします。

コミュニティ文化課につきましては、ここで御退席いただきます。

それでは、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募についてを議題といたします。

本日は、教育委員会から諮問書が提出されておりますので諮問をしていただきます。

◎梅原生涯学習部長 本来でしたら教育長から諮問させていただくところでございますが、本日は私のほうから諮問書を代読させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

小教生発第170号

令和6年7月12日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 佐藤 直人 様

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅士

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 令和6年度諮問第2号

小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募について

(1) 指定管理者公募施設

小金井市総合体育館

所在地 小金井市関野町一丁目13番1号

小金井市栗山公園健康運動センター

所在地 小金井市中町二丁目21番1号

(2) 諮問に係る書類提出

ア 指定管理者募集要項

イ 仕様書

ウ 指定管理者選定基準

エ 様式等

以上になりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員長 ただいま教育委員会から1件の諮問を受けました。

なお、本日は説明のため、担当職員に出席いただいておりますので、事務局から紹介をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 担当課の出席者を御紹介いたします。本日の議題は生涯学習課の担当となります。

まず、生涯学習部長の梅原でございます。

◎梅原生涯学習部長 梅原です。よろしくお願ひいたします。

◎富田企画政策課長 続きまして、生涯学習課長の三浦でございます。

◎三浦生涯学習課長 三浦でございます。よろしくお願ひいたします。

◎富田企画政策課長 続きまして、生涯学習課スポーツ振興係長の越でございます。

◎越スポーツ振興係長 越でございます。よろしくお願ひいたします。

◎富田企画政策課長 以上で担当課職員の紹介となります。

◎委員長 小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターについては、公募を行い、候補者を選定することとなります。公募に当たっての募集要項等の内容、選定に当たっての審査基準等について、公募前に本委員会に諮問されているものであります。

それでは、まず、担当課から説明をお願いいたします。

◎三浦生涯学習課長 それでは、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募について説明させていただきます。事前に募集要項、指定管理者業務仕様書、選定基準様式をお配りしてございますので御覧をいただきたいと思います。

初めに、募集要項についてでございます。恐れ入りますが、お手元の小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者募集要項を御覧ください。

まず、1ページから3ページ上段までを御覧ください。「I 公募の概要」のうち「1 公

募の趣旨」につきましては記載のとおりでございます。

「2 施設の概要」でございますが、小金井市総合体育館は平成元年に開設され、地下1階、地上2階の施設となっております。また、栗山公園健康運動センターは平成6年に開設され、地下2階、地上4階の施設となっております。

ページをおめくりいただきまして、「3 施設の設置目的」につきましては、小金井市体育館条例第1条、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するため体育館を設置すると定められており、同様に小金井市栗山公園健康運動センター条例第1条に、市民の心身の健全なる育成と健康の維持増進に寄与するため、小金井市栗山公園健康運動センターを設置すると定められてございますので、この目的のとおり記載をしているところでございます。

3 ページ中段の「4 指定管理者の指定期間」を御覧ください。今回の指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とし、5期目となります。これまでの経過を申し上げますと、いずれの施設も平成21年度から指定管理者制度を導入しており、平成21年4月から平成26年3月までの5年間で1期目、平成26年4月から平成31年3月までの5年間で2期目、平成31年4月から令和2年3月までの1年間で3期目、現在の令和2年4月から令和7年3月までの5年間で4期目としているところでございます。

このうち3期目につきましては、平成31年4月から令和2年3月までの1年間とさせていただきますが、この時期に、いずれの施設も築後25年から30年を経過する中、老朽化の激しい箇所の洗い出しを含め、両施設の大規模修繕計画を策定するため、平成31年度以降の指定管理者の選定に当たっては、その修繕計画の策定状況を考慮しないと事業採算性を含む諸条件を整えることが難しいとの考え方から、修繕計画策定後に改めて公募に取り組むこととしたため、この期間のみ1年間としているものでございます。

3 ページ中段、6番でございます。「指定管理者の募集及び選定方法・選定委員会の設置」につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例に基づき実施し、具体的には第1次審査と第2次審査を行うことといたします。

3 ページ最下段、「7 指定管理者の公募スケジュール」を御覧ください。本日7月12日に選定委員会を開催し、その後のスケジュールは、本日の選定委員会での指摘事項等を修正した上で、8月1日に募集要項、仕様書を市のホームページにアップロード、現地説明の申込期日を8月5日（月）までといたしまして、現地説明会を同月7日（水）に開催することとしてございます。その上で、質問受付を20日（火）午後5時までとし、この質問に対する回答を8月26日（月）、応募書類の提出期間を8月19日から8月30日午後5時までとしてございます。

第1次審査、書類審査につきましては9月13日に予定をしております。第2次審査、プレゼンテーションを10月9日（水）に行う予定でございます。

4 ページに参ります。「8 公募の手続き」についてです。公募書類は、原則として市ホー

ムページからダウンロードしていただくことといたしました。なお、生涯学習課窓口には閲覧用に印刷したものを御用意し、必要に応じて利用者の方から説明を求められた場合には対応させていただきます。

4 ページ下段です。「9 選定結果の通知等」につきましては10月16日を予定してございまして、順調にいけば令和6年12月の第4回市議会定例会において、指定管理者の指定の議案を提出したいと、このように考えてございます。

5 ページの「II 指定管理者が行う業務の範囲」につきましては、いずれも小金井市体育館条例及び栗山公園健康運動センター条例に定められた内容でございます。

5 ページ中段から8 ページまでが、「III 指定管理者による管理運営の条件等」として、6 ページ以降にリスク分担表を記載してございます。この考え方につきましては、前回から大きく変更した部分はございません。

8 ページから11 ページまでが「応募の条件等」となっております。

12 ページの「V 選定に関する事項」を御覧ください。「1 選定方法」でございまして、第1次審査を9月13日に予定してございます。

「2 評価項目」でございまして、こちらは10ページの「5 提案内容」を評価するため、別紙の小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者選定基準のとおり、5つの区分で20項目にまとめているところでございます。それぞれの評価項目ごとに、「5 特に優れている」から「1 劣る」までの5段階で評価をしたいと考えてございます。

なお、選定委員の審査の結果、応募者の総合計得点が全区分の配点合計の60%に満たない場合、または、各区分における評価項目の合計得点その区分の配点合計得点の40%に満たない場合は、第2次審査を行わないものとしたと考えてございます。

最後に、13ページの「協定に関する事項」から15ページの「添付資料」までは記載のとおりとなっております。

大変駆け足でございますけれども、指定管理者募集要項及び指定管理者選定基準につきましての説明を終了させていただきます。

その他、資料といたしまして、指定管理業務仕様書及び指定管理指定申請書等を添付してございますので、必要に応じ御覧をいただければと存じます。

◎委員長 特にこの業務仕様書等の内容については個別に説明する事項はないという理解でよろしいでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 大きく変わってございませんので、割愛をさせていただいております。

◎委員長 では、担当課の説明を終了いたしました。これから、順次、質疑を行いたいと思います。大きくは2点に分けて質疑をさせていただきたいと思います。第1点目は、募集要項及び業務仕様書等の内容について、2つ目として、選定基準について質疑を行いたいと思います。

では、まず初めに、募集要項及び業務仕様書等の内容について質疑を行いたいと思います。いかがでしょうか。

◎委員 前回の公募における募集要項の中で、栗山公園健康運動センターのネーミングライツ導入に向けて検討を始めるという項目があったのですが、今回の募集要項にはその件については触れられてないのですが、現状どうなっているのかというのが1点です。

もう1点は、過去の公募における応募状況について教えていただきたいと思います。

以上2点です。

◎三浦生涯学習課長 まず、1点目についてでございます。ネーミングライツの関係でございますが、募集要項8ページのところで、「13 その他」の(1)という項目がございます。ここで導入に向けた検討を進めているということで、もし決定した場合にはその実施に向けて協力する義務を負うということを記載させていただいています。

検討状況でございますけれども、今の指定管理者とはヒアリングをさせていただいた経過がございます。ただ、栗山公園健康運動センターの施設的なところを見ますと、JR中央線からの視認性が著しく低い点、それから、利用されている方々も、市民と市外の方との割合を比べますと8割以上が市民の方ということで、事業者の方からすると、ネーミングライツとすると採算的にいかなものかという声はいただいているところでございます。

また、私どものほうもヒアリングを進める中で、もしネーミングライツを入れるのであれば、その初期費用等については指定管理者で負担することになりますが、当然、指定管理委託料のほうに含まれていく形になりますので、そうであれば、老朽化している器具等を直すほうに重点を置いていただきたいという思いもありまして、その辺りのところも含め検討を進めているところでございます。

具体的には、関係部署とも話を進めたいと思ってございますが、現状はそのようなところでございます。

◎越スポーツ振興係長 前回の応募状況ですけれども、1者でございます。

◎委員 ネーミングライツの関係ですが、今後も引き続き導入に向けていくというスタンスでよろしいのでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 導入に向けて検討はさせていただきたいとは思いますが、事業者との調整もありますので、一定、結論を出す時期は来るのかと思っています。

◎委員 2点目の応募状況ですけど、できるだけ多くの応募をしてもらって、選定委員会でも書類審査が終わって3者で選定できるような公募の仕方を何らか努力していただきたいなと思います。

◎委員長 ほかに御意見いかがでしょうか。

◎委員 今のお話を伺って、1者しか応募状況がないというのは、認知されるのが難しいということでしょうか。それとも、応募する魅力が乏しいのでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 重大な問題ではあるのですが、実は、お問合せの電話は何件かいただいているところでございます。

応募に結びつくか否かというところは、ビジネス的な話になってくるので私どもも分からな

いのですが、現地説明会等にいらっしゃったときには、アピールはしてまいりたいと考えてございます。何件か問合せは来ているのですが、応募まで行かないというところが厳しいところでございます。

◎委員 採算性とかそういうところですかね。

◎三浦生涯学習課長 お見込みのとおりかと思います。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 そのほかいかがでしょうか。

では、私から質問させていただきたいと思います。まず、今回の募集要項と前回との変更事項については説明の中でお話があったのですが、大きな変更はないということですか。

それと、指定管理委託料ですが、今回、具体的な金額は出てないのですが、その辺りはどうなるのでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 前回の募集要項から大きな変更はございません。指定管理受託料につきましては、予算の範囲内となりますが、提出される事業計画書及び収支計画書を基に、協議の上で決定します。

◎委員長 分かりました。

それから、小金井市総合体育館と栗山公園健康運動センターですけれど、敷地との関係です。特に栗山公園健康運動センターについては栗山公園の中にあつて、公園の管理と健康運動センターとの管理との関係はどうなるのかということがまず1点です。その点はいかがのでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 栗山公園につきましては、市内にございます1ヘクタールぐらいの都市公園でございます。その中の公園施設の一部として栗山公園健康運動センターがございます。公園のほうは別の指定管理者が管理する形になってございますので、今回は栗山公園健康運動センターの建屋のみということになります。

◎委員長 分かりました。

それで、敷地面積1万5,882㎡と書いてあり、延べ床面積が2,636.5㎡ですけれども、建物の管理ということですね。

◎三浦生涯学習課長 そういうことです。

◎委員長 小金井市総合体育館につきましては敷地面積1万㎡で、こちらにつきましては、仕様書の29ページに「樹木等管理業務」というのがあり、周りの樹木等は管理しなければならないということです。総合体育館の敷地の周りについては小金井市のほうで管理するということになるわけですか。

◎三浦生涯学習課長 都立公園の中にあり、東京都からお借りしている立場になりますけれども、1万㎡の部分につきましては小金井市が管理をすることになりますので、その樹木伐採等については指定管理者のほうで行っていくということになります。

◎委員長 都立公園の管理者ではなくして、総合体育館のほうの指定管理者が管理してもらおうと。

◎三浦生涯学習課長 そういうことです。

◎委員長 分かりました。

それから、募集要項の2ページの「栗山公園健康運動センター」の中に、1階のティールームというのがあります。運営や管理はどうなるのでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 そこについては、管理運営も指定管理者のほうで行っていただきますけれども、現状につきましては行政財産の使用許可をしてございますので、その方々にお願いする形になっています。

◎委員長 その事業者に別途市のほうから委託しているということですか。

◎越スポーツ振興係長 喫茶室の運営につきましては、福祉団体より行政財産使用申請があり、使用許可をしてお貸ししている形になり、その団体に管理運営していただいております。

◎委員長 要するに建物としては指定管理者が管理しているけど、ティールームについてその運営は別の団体にやってもらうということで、指定管理者のほうは運営については関係ないということですね。分かりました。

そのほかいかがですか。

◎委員 募集要項の10のところで計画的修繕の記載がありまして、「計画的修繕・工事を予定しています」ということで、その間は休業補償の対象になりませんと御記載がございしますが、これはどこかに期間とかスケジュール的なものが記載されるのでしょうか。

もう一つ、休業補償の対象となりませんということは、その休業期間中の、例えば休業していたとしても発生する固定費的なものは対象外という読み方をするのか、そこは、この計画に含めてよいのかというところ、2つお聞かせをいただきたいと思います。

◎三浦生涯学習課長 市では小金井市総合体育館長期修繕計画と、栗山公園健康運動センター長期修繕計画を定めてございます。この期間につきましては、施設を閉めなければならないということになった場合は、あらかじめ計画をしており、突発的なものではないため、休業補償ということではなく、あらかじめその部分を割り引いて考えていただくということになるかと思えます。

2点目の質問をもう一度お願いいたします。

◎委員 その間に発生する固定費的なものは、それを織り込んだ上で事業者が委託料を考えるということですかね。

◎三浦生涯学習課長 そういうことでございます。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 そのほかいかがでございましょうか。

では、次に選定基準について質疑を行いたいと思います。

いかがでしょうか。

◎委員 選定基準ですが、今回の案件で何か特化した審査基準というのは設けられているのかどうか、確認したいです。

◎三浦生涯学習課長 審査基準につきましては変更しておりませんが、例えば14番の収支見込み、事業計画等については詳しく見ていただきたいという思いがございます。

また、「利用促進を図る具体的な計画があること」というところで、選定基準で申し上げますと大きな3の9番目ですけれども、キャッシュレス決済の提案をいただきたいと個人的には思っております。現在、券売機でやっているのですが、その辺りもぜひ御提案をいただければと思っております。

◎委員長 私からも質問させていただきたいのですが、特にこの選定基準についても前回と大きく動かしたというところはないですか。

◎三浦生涯学習課長 そのとおりでございます。

◎委員長 審査に当たって、委員としてお願いですけれど、それぞれの項目と応募者から出てきた資料との関係で、どの項目についてどこを見たらいいのか必ずしも対応がよく分からないところが出てまいります。その辺りが分かるような資料をお作りいただければ、ありがたいと思います。分かりにくいと同時に審査の漏れも生じますので、お願いしたいと思います。

◎三浦生涯学習課長 承知しました。

◎委員長 では、全体として何か御質問ございましょうか。

私から質問させていただきたいのですが、先ほどのコミュニティ文化課の話にもありましたが、スポーツ施設についても障がいのある方とか様々な方が利用されると思います。募集要項に何か記述というのはあるのでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 10ページ、「提案内容」のところ、障がい者の方の雇用とか福祉的な雇用についての提案というのは求めているところですが、利用者の方々についての記載はないかと思えます。しかし、委員長おっしゃるとおり、最近、障がい者の御利用も増えてございます。小金井市総合体育館につきましては、今年度エレベーターの改修というところで、バリアフリーにも少しずつ配慮していきたいと思っております。その辺りも含めて、ヒアリングのときに聞いていただければと思っております。

◎委員長 実際には実施しておられるので、どこかに配慮事項として入れていただいたほうがよろしいかと思えます。

◎三浦生涯学習課長 少し工夫させていただきたいと思えます。

◎委員 募集要項15ページの「X 添付資料」のところ、質問してもよろしいですか。

こちら1から11までありますが、2番と3番、「決算資料（過去5年間）」と「利用状況（過去5年間）」というのは、こういったような資料なのでしょうか。

◎越スポーツ振興係長 この添付資料の件ですが、今回の募集に当たって、今まで担っていた事業者の過去5年の資料を添付するということです。現在担っていただいている事業者の決算資料を5年間と、今までの利用状況5年間を出させて添付させていただくというものになります。

◎委員 分かりました。

◎委員長 そのほかいかがでしょうか。

◎委員 過去の指定管理者ですけど、4期までずっと同じところが継続しているということでもよろしいでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 事業者そのものはJVと申しまして、何社か複合体になっておりますけれども、継続してその事業者をお願いしてございます。

◎委員 JVは、最近多いですが、前回の委員会でトラブルがあったお話しをしました。事業者間で今までにトラブルになったことはありますか。

◎三浦生涯学習課長 事業者間においてトラブルがあったということは、耳にしているところはございません。決算等で若干複雑なやり方になってくると聞いておりますが、1社が請け負うよりもJVのほうがいろいろな角度からの視点が入ってくるというところはあるようでございます。事業者同士で、例えばA、B、Cとあって、B社だけ降りたいとか、そのようなことが起きたという事例はございません。

◎委員 分かりました。そういったトラブルがやはり一番怖くて、基本的にはスポンサー企業が信頼性のある決算というか会計をやらないと、トラブルが起きやすいというところなので、そこだけが気になると思っていたのですが、1社だけ降りたいということがなければ、大きなトラブルがないと理解いたしました。

◎富田企画政策課長 事務局から補足させていただきます。

本市におきます指定管理の事業につきましては、こちらの小金井市総合体育館と栗山公園健康運動センターのほかには、前回、御審議いただきました小金井市民交流センターのほうが共同事業体での、運営となっております。把握する限り、指定期間の中で団体間での何らかの問題があったということは、今のところございません。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。

◎委員 やはりスポーツ施設ですので、プールもございしますが、例えばけがの対応とかもきちんとやっていただけるような事業者がいいかと思っております。その辺りは何か記載がされているところなどございますか。

プールの事故とかが非常に怖いところだと思います。リスク分担表で言うと利用者への賠償というところですか。

◎三浦生涯学習課長 スポーツ施設でございしますので、事故が一番怖いというのはそのとおりだと思っております。今の事業者ですけれども、長く指定管理をやっていただいている事業者でございしますので、そういうところでは一定信頼感を持っているところでございます。

エピソードの一つでございしますが、最近、小金井市総合体育館では、小学校のプール授業をテストケースでやっており、本町小学校の4、5、6年生のプールの授業を、学校のプールではなく小金井市総合体育館のプールでやっているところでございます。安全性というところでは十分御配慮いただいていると思っております。

◎越スポーツ振興係長 募集要項の11ページの15番、ここで施設の安全に関する業務ということで、注意点を記載させていただいています。

また、実際の業務の中には、別添の指定管理業務仕様書にプール管理運営業務というものを記載しており、プールの運営管理業務について最低限やっていただきたい仕様はこのように記載させていただいています。

◎委員長 そのほかいかがでしょうか。

◎委員 募集要項のほうに戻ってもよろしいですか。

◎委員長 問題ありません。

◎委員 募集要項6ページの上のほうにある「5 備品の帰属」という項目で、備品台帳に記載のある10万円未満の備品が経年劣化により使用できなくなった場合は、指定管理者が補充し、帰属は教育委員会になりますとありますが、指定管理者が、古くなって劣化して使えなくなった備品を補充すると思うのですが、予算は教育委員会ということなので、所有権はそちらになるかと思えます。例えば備品の台帳を作って監査とかする時点で、現物が備品台帳どおりにあるのかとか、そういったことを指定管理者にやらせて報告させるというような仕組みはあるのでしょうか。

◎越スポーツ振興係長 備品の管理についてでございます。市では、毎年1回、備品の報告をすることになっております。この施設でも同じように実施しており、指定管理者のほうで備品の管理をしていただいて、毎年1回、報告を上げていただいているという仕組みになってございます。

◎委員 その場合、備品台帳に掲載があつて、実際、数えてみたら物がなかったみたいな場合はどうなるのでしょうか。

◎越スポーツ振興係長 もし備品がないようでしたら、備品がなぜなくなったのかということをお聴取して、もし経年劣化などで廃棄をしているようであれば廃棄の手続ということになります。

◎委員 一番不安なのは、備品をこっそり持って帰るとか、そういうことは今までなかったのか。例えば、筋トレが好きな人が鉄アレイを持ち帰るなど、可能性としてはあるかと思うのですが、その辺りは大丈夫ですか。

◎越スポーツ振興係長 そういった報告は今のところ聞いたことはございません。

◎委員 分かりました。

◎委員長 そのほかいかがでしょうか。

では、本件についての質疑は終了いたします。

それでは、ここで休憩を取ります。

(休 憩)

◎委員長 では、再開いたします。

それでは、本委員会として教育委員会から諮問がありました、小金井市総合体育館・栗山公

園健康運動センターの指定管理者の公募について、諮問のとおり認めるとの答申をしたいと思いますが、これについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**委員長** では、御異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、ただいま申し上げましたとおり答申することと決定いたしました。

次に、本件に関しまして、第1次審査及び第2次審査の在り方について協議させていただきたいと思います。

事務局から発言をお願いいたします。

◎**富田企画政策課長** 1次審査につきましては、先ほど決定しました選定基準に基づきまして書類選考を行います。応募状況にもよりますが、総合的に合計点数の上位から3者までに絞り込みたいと考えております。

2次審査は、1次審査通過団体によるプレゼンテーションと質疑の審査を行いまして、1次のときと同じ選定基準で採点をし、合計点数の一番高い団体を候補者に決定するという形にできればと考えてございます。

2次審査の時間といたしましては、1者当たりプレゼンテーションを15分、質疑30分、審査15分の合計60分で行うという形の提案をさせていただきたいと考えておりますので、御協議のほどお願いいたします。

なお、2次審査においては、パワーポイントの使用は認めることとし、要約版等の追加資料の配付は認めないことといたしたいと考えてございます。併せて御協議のほどお願いいたします。

◎**委員長** ただいま事務局から第1次審査、第2次審査について提案がございました。御意見がございましたら伺いたいと思います。

◎**委員** 素朴な質問ですが、パワーポイントは認めるということですが、追加の資料の配付を認めないというのは何か理由はあるのですか。

◎**富田企画政策課長** 追加の資料で、既に出されている資料やパワーポイントの要約版などを配付したいという事業者がいるのですが、場合によりまして、その追加資料にそれまでに盛り込まれていない内容が付記されてしまうことがあります。書類審査後の提案の追加を防ぐために追加資料は配付しないということを御案内しております。

◎**委員** 分かりました。

◎**委員長** では、第1次審査及び第2次審査につきまして、事務局提案のとおり行うこととしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

◎**委員長** ただいま異議なしという御意見いただきましたので、本件につきましては事務局案のとおり決定いたしました。

それでは、その他についてです。

事務局からお願いいたします。

◎**富田企画政策課長** 次回以降の委員会の開催日程についてでございますが、事前に委員の皆様様の御協力をいただき調整をいたしました。次回、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの1次審査は、9月13日午前10時からの開催とさせていただきたいと考えてございます。

◎**委員長** 皆様、よろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明のあったとおり開催することと決定いたしました。

以上で本日の議事は全て終了でございます。

これをもって閉会といたします。大変お疲れさまでございます。

(午前11時00分閉会)